

特許審査に関する今後の中長期的な目標に関する資料（抜粋）

1. 「知的財産政策に関する基本方針」（平成 25 年 6 月 7 日）

平成 15 年の知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）の施行から 10 年が経過し、その間、中国を始めとする新興国のプレゼンスの向上、大企業はもとより、中小・ベンチャー企業まで含めたビジネス環境のグローバル化・フラット化・オープン化、コンテンツメディアの多様化など、知的財産政策の前提となる経済社会情勢は急激に変容した。

こうした状況に対して、我が国は、長い伝統と豊かな文化、そして幅広い分野の最先端技術を有しながら、その戦略的活用においては他国に遅れをとっていると言わざるを得ない。我が国産業の競争力強化及び国民生活の向上のため、我が国はその知的財産をその強みとし、世界のリーダーシップを執っていくべきであり、現状を真正面からとらえ、今後 10 年で知的財産における世界最先端の国となることを目指し、以下の 3 点を目標に、危機感とスピード感をもって知的財産政策を組み立てていかななくてはならない。

- ・これまでの知財政策のように他国に追い付くことを目標とするのではなく、また後れを取り戻すのでもなく、国内外の企業や人を引き付けるような世界の最先端の知財システムを構築していくこと。
- ・アジアを始めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援し、我が国の世界最先端の知財システムが各国で準拠されるスタンダードとなるよう浸透を図ること。
- ・世界最先端の知財システムから生ずる知の担い手となる創造性と戦略性を持った人財を絶えず輩出し続けること。

...

2. 「『日本再興戦略』－JAPAN is BACK－」（平成 25 年 6 月 14 日）

3. 科学技術イノベーションの推進

...

⑦知的財産戦略・標準化戦略の強化

グローバルな経済活動の拡大を踏まえ、国内のみならず、海外においても、中小企業を始め我が国産業や国民が円滑にイノベーションを起こし、権利を取得し、活用するイノベーションサイクルが実現するよう、審査の迅速化、トップスタンダード制度の推進、グローバルに通用する認証基盤の整備等により知財戦略・標準化戦略を抜本的に強化する。

○国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現

・任期付審査官の確保などの審査体制の整備・強化等により、今年度中に審査順番待ち期間を 11 か月とし、その後の権利化までの期間を 2015 年度中に 36 か月以内とする。複数技術等の一括審査（まとめ審査）を今年度から開始する。

3. 産業構造審議会 知的財産分科会「とりまとめ」報告書（平成 26 年 2 月）

第 2 章 今後の取組みのあり方

...

（1）我が国企業によるグローバルな知的財産権の取得と活用に対する支援
ー世界最速・最高品質の特許審査の実現

我が国の質の高い審査が世界で信頼されることにより、我が国で特許を取得すれば、海外特許庁における審査が最小限にとどまり、海外でも同様の特許を迅速に取得できるというシステムを目指すことが必要ではないか。そのためには、世界最速であり、かつ、最高品質の特許審査を実現する必要があるのではないか。

...

今後、特許庁において、審査のあり方、審査官育成、業務の効率化等をはじめ、これらの個別具体的な課題への取組みについて、中長期的視点も含めた具体的な実施計画（「業務運営計画」（仮称））を速やかに策定し、着実に実施することを求めたい。なお、その際に、施策を着実に実行するための「足腰」となる情報インフラと審査体制の整備、特に、任期付審査官も含めた審査体制の整備は必要不可欠であり、厳しい行財政状況の中にはあるものの、しっかりと取り組むべきものとする。

そして、知的財産をめぐるグローバルな環境が激変し、各国の特許制度・システムもまたこれらの環境変化に即応して展開を遂げつつある中、特許庁において、今後ともグローバルな動向を迅速かつ適確に把握・評価しつつ、制度・システムの利用者の視点に立って、制度・システムの見直しを行っていくことを求めたい。

...

第 3 章 具体的な課題と取組み

＜直ちに具体的な措置を講ずるもの＞

○「世界最速・最高品質」の知財システム

・「世界最速・最高品質」の審査の実現

これまで、出願・審査請求から審査着手までの期間（FA：First Action）について 1 年を切る「11 か月」を目標に取り組んできたところであるが、審査着手までの「待ち期間」ととどまらず、権利化の迅速化を見据えて、審査官に係る

所要の体制整備を行うとともに、定量的な目標を速やかに設定する。また、審査着手時期について、ユーザーニーズに応じてきめ細やかなサービスの提供を検討する。

併せて、最高品質の特許審査を実現する。特に、出願された技術を十分理解し、必要十分な国内外の先行技術調査及び特許要件に関する適切な判断を行うことにより、後に国内外で無効となることのない強さと、発明の開示範囲内で最大の広さを有し、国際的に信頼され、世界に通用する有用な特許権の設定を推進する。この「強く広く役に立つ特許権」を付与していくことを内外に明らかにすべく、特許審査の品質の維持・向上のための基本原則となる「品質ポリシー」等を年度内に策定する。そして、この原則に基づき、特許の審査基準の見直し、面接審査の充実、外国語文献調査の拡充及びこの調査の効率性を確保する観点から、高度検索システムの検討や国際的な調和を含む特許分類の再整備を進めていく。

また、特許審査の品質を測るための総合的な評価指標を 2014 年度中に定め、これを用いて、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けて品質管理を強化する。あわせて、品質管理の実施状況及び実施体制を客観的に評価する会議体を、実務者や学識経験者等の参画を得て、2014 年度の早期に設置する。

4. 「『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—」（平成 26 年 6 月 24 日）

3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国

...

（3）新たに講ずべき具体的施策

これまでの取組により、科学技術の司令塔機能の強化などの体制整備や、産業や社会に変革をもたらすイノベーション創出のための機能強化や環境整備に着手されたところであるが、今後は、絶えず革新的な技術シーズが生み出され、そのシーズを円滑に事業化するための仕組みづくりが必要となる。

...

さらに、イノベーションの創出に当たっては、世界最高の知財立国を目指し、特許権と営業・技術秘密、国際標準化を適切に使い分け、事業価値の最大化や国際的な優位性向上を図るなど、知的財産の取扱いや標準化に向けた検討を戦略的に進めて行くことが必須である。研究開発の成果を死蔵・休眠させることなく積極的に有効活用し、国富を最大化する観点から、知的財産・標準化の取組を強化していく。

...

ii) 知的財産・標準化戦略の推進

知的財産・標準化戦略の推進については、職務発明制度の見直しや営業秘密

の保護強化、知財人材の育成など、世界最速・最高品質の知財システムの確立に向けた検討を加速する。

...

②国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現

今後 10 年間で特許の「権利化までの期間」を半減させ平均 14 月以内とするとともに、外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等の取組により「世界最速・最高品質」の審査を実現する。...

5. 「知的財産推進計画 2014」(平成 26 年 7 月)

第 1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財システムの国際化の推進

(1) 現状と課題

《迅速な特許審査に向けての取組》

特許権の早期確定は、革新的技術の独占的实施による市場優位性の確保、重複研究の排除による研究開発効率の改善など、革新的技術を武器としてイノベーションに取り組む我が国の中小・ベンチャー企業やトップランナー企業の競争力強化にとって重要な取組である。

こうした観点から、我が国の知的財産政策の中で、特許審査の迅速化・効率化は最重要課題の一つであったところ、2013 年度末には特許出願後の審査請求から一次審査通知までの期間を 11 か月とする政府目標を達成した。

他方、特許庁のアンケート調査によれば、特許審査の迅速化については、審査請求から最終審査結果取得までの期間を重視している旨の意見も多く寄せられているところであり、こうしたユーザーのニーズにも十分応える必要がある。

...

(2) 今後取り組むべき施策

上記の現状と課題を踏まえ、今後 10 年間で、一次審査までの期間の更なる短縮とともに、権利化までの期間を半減させ平均 14 か月以内とし、併せて、外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等の取組により、高品質化を促進し、日本で特許を取れば、その審査結果が海外の審査でも通用し、海外でも強い権利を速やかに取れるような知財システムを実現し、加えて、我が国知財システムのグローバル化を加速する一環として、米国の国際特許出願を対象として我が国が一次審査を行うことを検討すべきであり、これらを実現するためにも、任期付審査官の確保を始めとする特許審査体制の整備・強化を行う必要がある。

このような認識の下、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財シス

テムの国際化の推進に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

（「世界最速・最高品質の特許審査」の実現と審査結果の発信）

・ 出願審査請求から特許の「権利化までの期間（出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除く。）」を、今後 10 年以内（2023 年度まで）に 2012 年の水準から半減（平均 14 か月以内）するとともに、「一次審査通知までの期間」を更に短縮し（現在 11 か月を平均 10 か月に）、併せて、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与すべく特許審査の質の維持・向上を行うため特許庁の審査体制の更なる整備・強化を行うことにより、質の高い審査結果を海外へ早期に発信する。（短期・中期）（経済産業省）

...

（審査・審判サービスの強化）

...

・ 現行特許審査基準を見直し、国内外のユーザーなどにとって分かりやすい特許審査基準を策定する。（短期）（経済産業省）

6. 「特許庁 業務運営計画 平成 26 年度－平成 30 年度」（平成 26 年 6 月）

第一章 審査の高品質・迅速化

第一節 特許審査

（1）基本的な考え方

特許審査に関する従来目標は、「一次審査通知までの期間」（FA：First Action）を「平成 25 年度（2013 年度）末までに 11 月以内」（「FA11」）とすることであったが、これは昨年度末に達成した。一方、昨年 6 月に閣議決定された「知的財産政策に関する基本方針」や「日本再興戦略」において、それぞれ「今後 10 年で知的財産における世界最先端の国となる」「世界最高の『知的財産立国』を目指す」と既定されたことを踏まえ、今後 10 年の集中的な取組によって「世界最速かつ最高品質の知財システム」を実現する必要がある。

以上を踏まえた今後の我が国の特許審査については、次の 2 点に留意して、審査の迅速化、高品質化を推進する必要がある。

- ① 出願人のニーズに応じて迅速に権利取得が可能であること。また、その権利設定の内容については、「強く・広く・役に立つ特許権」を設定し、イノベーションの促進に寄与すること。
- ② 我が国の審査の質が国際的にも通用するものであり、日本で特許を取れば、その審査結果が海外の審査でも通用して、海外でも権利を速やかに取

ることが可能なこと。

このため、国内外の特許文献などの技術文献に関する必要十分な先行技術調査を徹底するとともに、産業活動の実態を踏まえた深い技術理解に基づく適切な新規性、進歩性の判断及び記載要件の判断等を行うことが必要である。

(2) 審査の迅速化

【現 状】

特許審査の FA 期間は、平成 14 年は平均 26.2 月であったところ、任期付審査官の採用、分類付与業務及び先行技術調査における外部活力の活用などの取組によって、平成 25 年度末に目標の平均 11 月を達成した。

一方で、諸外国において一層の審査迅速化の動きが見られる中で、我が国の審査結果を他庁の審査においても適切に参照可能とするためには、信頼性の高い的確な審査結果を他庁以上の早期に発信する必要がある。

【今後の取組】

- ① 特許審査スピードに関する成果目標（KPI:Key Performance Indicator）は従来、FA 期間を採用してきたが、権利化までの審査過程の全体を表現する指標として、FA 期間に加え、権利化までの期間（標準審査期間）（※）を新たな目標として追加することとする。
- ② 具体的には、今後 10 年以内(平成 35 年度(2023 年度))までに特許の「権利化までの期間」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均 14 か月以内、平均 10 か月以内とする。平成 26 年度においては、一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について 11 か月を切ることで、同年度に審査終了する案件の権利化までの平均期間（※）について 20 か月台前半とする。
 ※「権利化までの期間（標準審査期間）」については、出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。
- ③ 我が国企業の一部は、審査判断のタイミングを遅くしてほしい場合もあるの声があること、米国においても過去に同様の制度が検討されたことを踏まえ、我が国における対応についても、引き続き、検討を深める。

(3) 審査品質の更なる向上

...

【今後の取組】

...

④ 審査基準の改訂

審査のばらつきを抑制し、出願人の理解を高める上で、庁内外、国内外においてわかりやすい審査基準となるよう、現行の特許審査基準の抜本的な明確化・簡素化と事例・裁判例の充実化を図る。

7. 「特許審査に関する品質ポリシー」(平成26年10月)

国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で重要です。

この品質ポリシーは、こうした質の高い特許権の設定に向けた特許審査の品質管理の基本原則を示したものです。特許庁は、この品質ポリシーに基づいて、世界最高品質の特許審査の実現に取り組みます。特許審査に関わる全ての職員は、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、以下の基本原則に従って審査業務を遂行します。

- ・強く・広く・役に立つ特許権を設定します
...
- ・幅広いニーズや期待に応えます
...
- ・全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組めます
...
- ・国際的な特許審査の質の向上に貢献します
...
- ・継続的に業務を改善します
...
- ・職員の知識・能力を向上させます
...